

株式会社大雄 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくること
によって、すべての社員が能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を
策定する。

1. 計画期間 令和8年1月1日～令和9年12月31日

2. 内容

目標1： 計画期間内に、育児休業の取得率または子の看護等休暇の取得人数を
次の水準以上とする。

男性育休取得率：35% または 子の看護等休暇：男性1人

<対策>

- 令和 8年 3月～ 育休等に関するポスターの掲示
社員に育休についてパンフレットを配布

目標2： 月60時間超の時間外労働者を0人にする

<対策>

- 令和 8年 1月～ 恒常的な長時間労働とならないよう注意喚起する
残業時間が40時間を超えた場合は、上司が仕事の見直しを
行う
長時間労働者が発生した場合、上司が面談を実施する